

治療用装具に係る療養費の 支給の留意事項等について(案)

目次

- 1. 議論の経過 … P. 2
- 2. 治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等について（案） … P. 5

1. 議論の経過

- 第5～6回WGにおいて、治療用装具に係る療養費の取扱いの適正を図るため、「治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等を定める通知」を発出することが適当であるという意見でWGの構成員が一致し、留意事項等通知の案をWGで検討を行うことについて、専門委員会に諮ることが了承された。
- 治療用装具に係る療養費については、「治療用既製品装具の療養費支給基準について」(昭和36年7月24日付保発第54号)、「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和62年2月25日付保険発第6号)、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成28年9月23日付保発0923第3号)及び「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」(平成30年2月9日付保医発0209第1号)等により、支給基準や支給申請手続等が個別に定められているが、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費留意事項等通知や柔道整復療養費留意事項等通知のように関係事項全般にわたって留意事項等を定めた通知が存在しない。
- 治療用装具療養費のさらなる適正化を図るため、「既製品装具のリスト収載検討ワーキンググループ」を、既製品装具だけでなく、治療用装具療養費に関する事項について技術的な検討を行う組織に改めた上で、治療用装具療養費留意事項等通知の案について、WGにおいて検討し、専門委員会に報告させることとしてはどうか。

<あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費留意事項等通知、柔整療養費留意事項等通知と治療用装具の通知の比較>

	あはき療養費留意事項等通知	柔整療養費留意事項等通知	治療用装具療養費の通知
支給対象	留意事項等通知に規定	留意事項等通知に規定	「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成28年9月23日付保発0923第3号)に規定
支給基準	留意事項等通知に規定	留意事項等通知に規定	「治療用既製品装具の療養費支給基準について」(昭和36年7月24日付保発第54号)に規定
施術録・作成記録	留意事項等通知に規定	留意事項等通知に規定	(規定なし)
医師の指示書・同意書の取扱い	留意事項等通知に規定	留意事項等通知に規定	保険医療機関の証明書について、「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」(平成30年2月9日付保医発0209第1号)に規定
支給事務手続き	留意事項等通知に規定	「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付保発0524第2号)に規定	「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」(平成30年2月9日付保医発0209第1号)に規定

「既製品装具のリスト収載検討ワーキンググループ」における議論の経過(抄)

第5回WG、第6回WG（令和3年9月15日、11月10日）

- ・ 既製品装具の基準価格の設定等(案)について検討
 - 治療用装具に係る療養費の取扱いの適正を図るため、「治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等を定める通知」を発出することが適当であるという意見でWGの構成員が一致し、留意事項等通知の案をWGで検討を行うことについて、専門委員会に諮ることが了承された。
 - WGにおいて、引き続き、既製品装具の機能区分に着目した価格帯の設定、基準価格設定の除外について検討することとされた。

第5回 治療用装具療養費検討専門委員会（令和4年2月22日）

- ・ 「既製品装具の基準価格の設定(案)」及び当該基準価格の設定(案)に基づくリスト収載されている製品(廃番となった2品目を除く47品目)について「既製品装具の基準価格(案)」を報告
- ・ 治療用装具の療養費に係る留意事項等通知(案)をWGで検討を行うことについて、専門委員会に諮り了承された。

第7回WG（令和4年8月31日）

- ・ リスト収載されていない既製品装具の基準価格の設定(案)について検討
- ・ リスト収載品目の検討(案)、既製品装具に係る実勢価格調査(案)について検討

第6回 治療用装具療養費検討専門委員会（令和4年9月15日）

- ・ リスト収載されていない既製品装具について、「既製品装具の基準価格の設定方法」に準じて、基準価格を設定することとし、関係通知を改正することについて報告
 - ※関係通知:「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について(平成28年9月23日保発0923第3号)」、及び「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について(平成30年2月9日保発0209第1号)」
- ・ 今年度内に留意事項通知を発出することを確認

第8回WG、第9回WG、第10回WG（令和4年11月2日、12月14日、令和5年2月1日）

- ・ 治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等(案)について検討(第8回、第9回、第10回)
- ・ 既製品の治療用装具に関する課題(案)について検討(第9回、第10回)
- ・ 既製品装具のリスト収載について検討(第9回、第10回)

第10回WGで了承された専門委員会への報告事項

- リスト収載することが適当と認められるもの10件についてのリスト収載(案)
- 治療用装具療養費の支給の留意事項等通知(案)
- 留意事項通知(案)に合わせてWGで検討していた疑義解釈資料(案)

2. 治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等について (案)

「既製品装具のリスト収載等検討ワーキンググループ」の議論をふまえた 治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等について(案) ①

- 治療用装具に係る療養費については、「治療用既製品装具の療養費支給基準について」(昭和36年7月24日付保発第54号)、「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和62年2月25日付保発第6号)、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成28年9月23日付保発0923第3号)及び「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」(平成30年2月9日付保医発0209第1号)等により、支給基準や支給申請手続等が個別に定められているが、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費留意事項等通知や柔道整復療養費留意事項等通知のように関係事項全般にわたって留意事項等を定めた通知が存在しない。
- 第8回から第10回のWGにおいて、治療用装具療養費のさらなる適正化を図るため、次の事項を治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等として通知(案)を検討し、専門委員会に報告することとされた。(別添1)
- また、同WGにおいて治療用装具療養費に係る疑義解釈資料(案)を検討し、留意事項等の通知に合わせて専門委員会に報告することとされた。(別添2)
- 治療用装具療養費のさらなる適正化を図るため、ワーキンググループより報告された、治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等について(案)と、治療用装具療養費に係る疑義解釈資料(案)を別添のとおり発出することとしてはどうか。

<治療用装具療養費に係る留意事項通知(案)と、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費、柔整療養費の留意事項通知の比較>

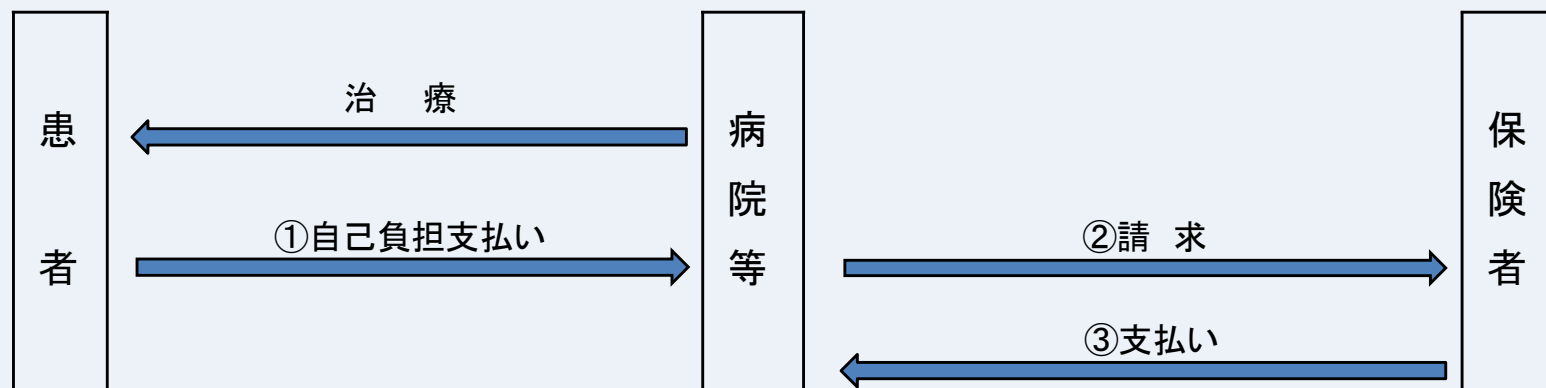
治療用装具療養費(案)	(参考) あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう療養費	(参考) 柔道整復療養費
第1章 通則	第1章 通則	第1 通則
第2章 療養費の支給対象	第2章 療養費の支給対象	第2 初検料及び初検時相談支援料
第3章 療養費の支給基準	第3章 医師の同意書、診断書の取扱い	第3 往療料
第4章 保険医による証明書、領収書の取扱い	第4章 初検料	第4 再検料
第5章 作成記録	第5章 施術料	第5 その他の施術料
第6章 療養費の支給事務手続き	第6章 往療料	第6 施術録について
	第7章 施術報告書交付料	第7 領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料について
	第8章 施術録	第8 一部負担金
	第9章 支給事務手続き	

「既製品装具のリスト収載等検討ワーキンググループ」の議論をふまえた 治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等について(案) ②

＜治療用装具療養費に係る留意事項通知(案)と、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費、柔整療養費の留意事項通知の比較＞

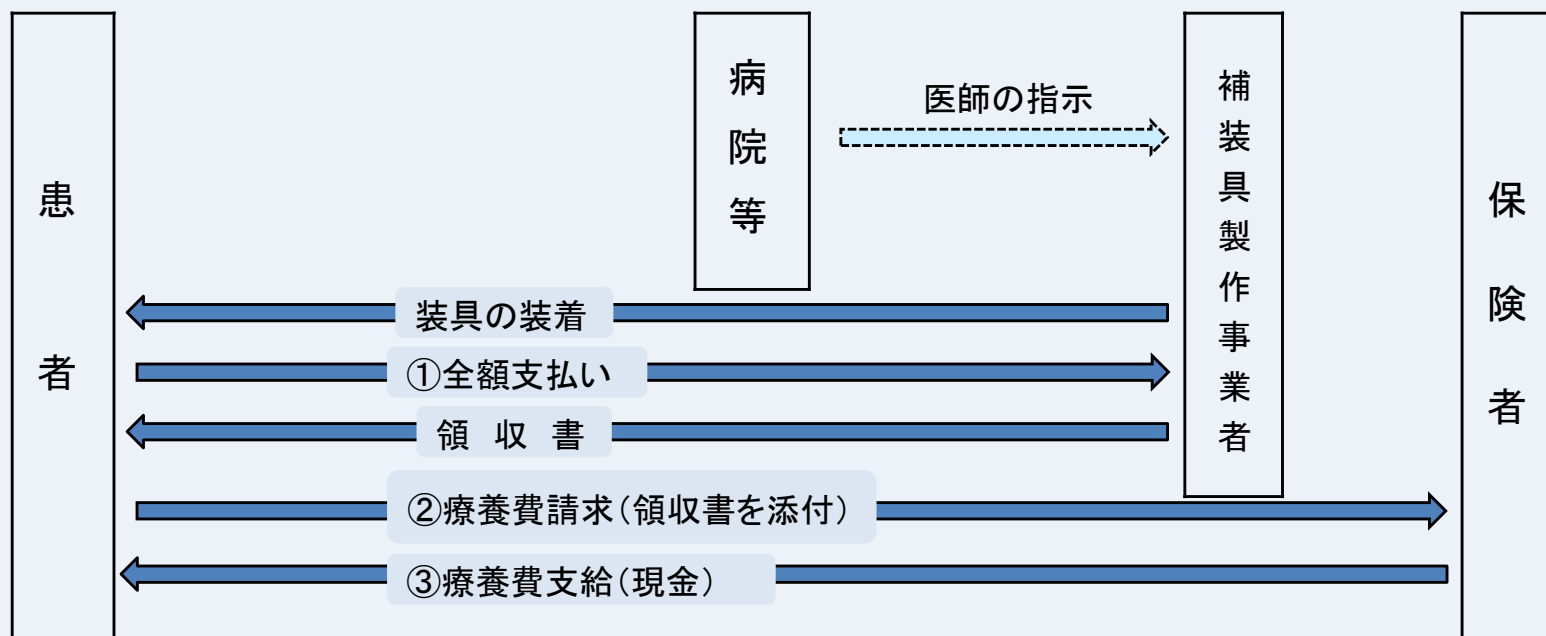
治療用装具療養費(案)	(参考) あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう療養費	(参考) 柔道整復療養費
第1章 通則	第1章 通則 ・支給対象となる施術は、あはき法に反するものあってはならないこと等	第1 通則 ・支給対象となる柔整師の施術は、柔整師法に反するものであってはならないこと等
第2章 療養費の支給対象	第2章 療養費の支給対象	第2 初検料及び初検時相談支援料
第3章 療養費の支給基準	第3章 医師の同意書、診断書の取扱い	第3 往療料
第4章 保険医による証明書、領収書の取扱い	第4章 初検料 (はり、きゅう)	第4 再検料
第5章 製作記録	第5章 施術料 (はり、きゅう) ※マッサージは第4章	第5 その他の施術料 ・骨折(不全骨折)の部 ・脱臼の部 ・打撲捻挫の部 ・その他(近接部位の算定方法、電法料、算定方法(3部位以上、長期施術、長期・多部位、金属副子等加算、柔道整復運動後療料、施術情報提供料、明細書発行体制加算)
第6章 療養費の支給事務手続き	第6章 往療料 (はり、きゅう) ※マッサージは第5章	第6 施術録について
	第7章 施術報告書交付料 (はり、きゅう) ※マッサージは第6章	第7 領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料について ・受領委任の協定及び契約又は関係通知等により、保険者又は柔整審査会から領収証の発行履歴、来院簿、その他通院の履歴が分かる資料の提示を求められた場合は速やかに応じること。
	第8章 施術録 (はり、きゅう) ※マッサージは第7章	第8 一部負担金 ※柔整療養費の留意事項通知は、「施術に係る算定基準の実施上の留意事項」という位置付けであって、柔整療養費であはき療養費にある支給事務手続きは「柔道整復師の施術に係る療養費について」により、受領委任の協定及び契約による具体的な手続きが定められている。
通則		
基準額		
証明		
記録		

1. 保険医療機関等の療養の給付



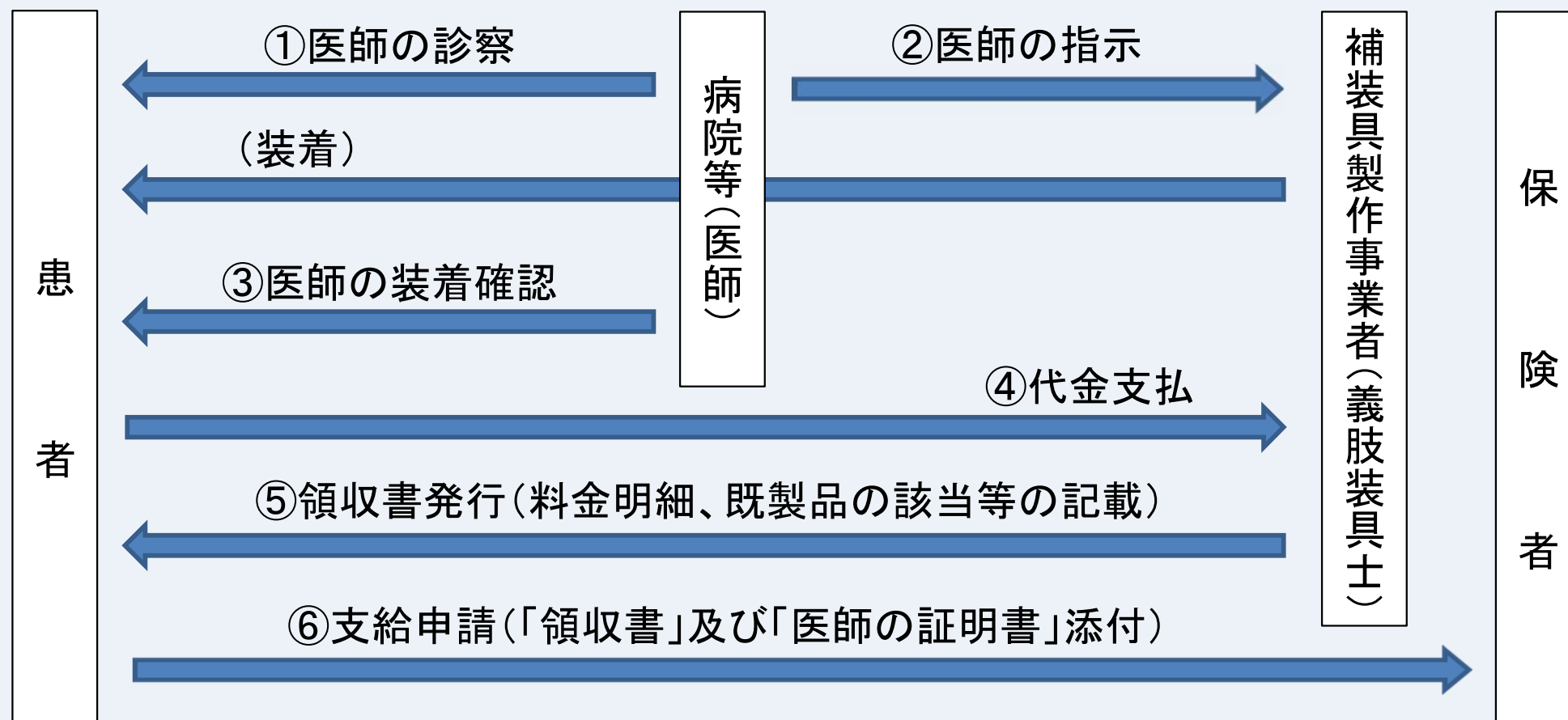
2. 治療用装具の療養費払い

- 疾病又は負傷の治療のために、医師の指示により治療用装具を装着した場合



治療用装具の支給申請に係る手続き①

- 治療用装具の具体的な取扱いを通知し、療養費の支給申請に係る手続きを明確化
【平成30年2月9日保医発0209第1号】 ※弾性着衣等別途通知で定めるものを除く。



治療用装具の支給申請に係る手続き②

- ① 保険医が患者を診察し、疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認める。
- ② 保険医の指示(処方)により治療用装具が製作(又は購入)される。
※保険医の指示を経ずに採型・採寸又は販売された場合は支給対象とならない。
- ③ 保険医が治療用装具の装着(適合)を確認する。
※医師による「証明書」(治療上の必要、装着の確認)の発行
- ④ 患者等が治療用装具代金を事業者に支払う。
- ⑤ 事業者が患者等に「領収書」を発行(次の内容を領収書に記載(又は別添))
 - ・料金明細(名称、採型区分・種類等、価格)
 - ・オーダーメイド又は既製品の別(既製品の場合、製品名)
※保険者は、必要に応じて、領収書の発行事業者に装具の製品名や仕様等が確認できる資料(取扱説明書やカタログの写し等)を求める。
 - ・治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名
- ⑥ 被保険者が保険者へ療養費の支給申請
※支給申請書に「領収書」及び「医師の証明書」を添付